

# NHK 受信料裁判支援請願署名のお願い

【請願趣旨】

速やかに本件の弁論を再開し、本件に予断と偏見を抱いていることが明らかな森川さつき裁判官を担当から外して、3人の裁判官による合議体での公正で充実した審理を求めます。

【請願の経緯と理由】

- ・森川裁判官は、十分な弁論を行うことなく、わずか2回の口頭弁論で弁論終結を強行した。
- ・被告・弁護団は裁判官の忌避申立をしたが、奈良地裁は「忌避申立却下」の決定を出した。
- ・被告原告双方の主張を噛み合わせる審理がまだ行われていない。
- ・森川さつき裁判官は、本件に予断と偏見を抱いていることが明らかである。

## 【被告の主張】

- ◇ 受信契約は、受信の対価として受信料を支払う有償双務契約である。
- ◇ 放送法に違反する放送を行った場合、受信契約者は受信料支払いを拒むことが出来る。
- ◇ NHK の放送法違反事例は特にニュースなど報道番組に多く、アベチャンネル（政権擁護・広報機関）化している。

## 【原告 NHK の主張】

- ◇ 受信料の性質は、放送事業を行うための「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提としたものではない。
- ◇ 原告は受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っていない。
- ◇ 放送法の放送番組編集規定は倫理的義務を定めたものであり、法的義務を定めるものではない。

## 【裁判の経過】

1. 2016年3月4日第1回口頭弁論（傍聴席24に対し傍聴希望者55名）
  - ・訴状と答弁書の陳述後、被告代理人弁護士が意見陳述
  - ・合議体での審理を要請し、森川裁判官検討を約束
2. 5月13日第2回口頭弁論（傍聴席70に対し傍聴希望者152名）
  - ・双方準備書面陳述、被告代理人弁護士2名が準備書面の要旨を口頭陳述
  - ・森川裁判長、口頭弁論終了間際に、事前通告なく、弁論終結し判決言い渡し期日を指定しようとした。
  - ・弁護団は弁論継続を要求したが聞き入れられず、口頭で裁判官忌避を申し立てた。
3. 5月16日森川裁判官忌避申立書を提出。5月20日回避勧告書を提出。
  - ・回避・忌避を求める署名活動を実施し、約10日間で1799筆を集め提出
  - ・封書、ハガキによる抗議行動を併せ行った。
4. 5月24日奈良地裁は「忌避申立却下」を決定し、同26日決定書が送付された。
5. 6月2日上記「忌避申立却下を決定」に対し抗告状を大阪高裁に提出

【呼びかけ】NHK問題を考える奈良の会（放送受信料請求事件 被告・弁護団支援）  
〒630-8213 奈良市登大路5-5 奈良県教育会館1階 奈良県労働組合連合会内  
連絡先 齋藤 紀彦 TEL:090-5675-5049